

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、経営管理体制の整備と公正で透明性の高い経営活動に努めながらコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

具体的な会社の機関として、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を、業務執行機関として経営会議を、監査機関として監査役会を設置・制定しております。

また、全てのステークホルダーに対し企業活動の状況を積極的かつ公正に開示し、事業運営に関する透明性の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は各基本原則について、すべてを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
粕谷忠晴	1,342,400	17.79
ナトコ共栄会	867,900	11.50
有限会社巴ホールディングス	490,600	6.50
粕谷太一	427,500	5.66
株式会社三菱東京UFJ銀行	240,000	3.18
株式会社三井住友銀行	230,000	3.04
株式会社中京銀行	210,000	2.78
粕谷英史	204,100	2.70
粕谷健次	162,800	2.15
粕谷幸子	141,100	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

大株主の状況の持株比率は自己株式(600,920株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	10 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
脇田政美	公認会計士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
脇田政美	○	——	会計士として培われた専門的な知識や経験並びに高い法令順守の精神を有しており、客観的な立場から意見を表明することを期待し選任しております。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社との間に特別な利害関係がないことから、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	4 名
監査役の実数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人の相互連携については、監査の所見、情報の交換を行い、緊密な連携を図ることにより、監査の実行性向上に努めております。

また、社内に確立された内部統制システムの有効性について、社長直轄である内部監査室が実施する各業務部門に対する監査の結果を常勤監査役に報告し、業務執行における改善点などの助言を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の実数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田靖典	弁護士													○
今枝剛	公認会計士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田靖典	○	――	弁護士として培ってきた経験・検知に基づき、客観的な立場から監査意見を表明することを期待し選任しております。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社との間に特別な利害関係がないことから、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
今枝剛	○	――	公認会計士の資格を有しており、その知識・経験を生かし、客観的な立場から監査意見を表明することを期待し選任しております。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社との間に特別な利害関係がないことから、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度、ストックオプション制度の導入は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成27年度10月期における取締役報酬等の総額は140,109千円であり、使用人兼務取締役に対しては別途使用人分給与相当額を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬の額は、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、その具体的金額については取締役会で決定することにしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催にあたり、社外取締役に対して経営管理部長が資料の配付並びに説明を行っております。
また、常勤監査役と社外監査役との連絡等には経営管理部が補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

会社の機関としては、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関および監督機関として取締役会を、業務執行機関として経営会議を、監査機関として監査役会を設置・制定しております。

当社の取締役会は取締役9名(うち社外取締役(非常勤)1名)で構成され、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、法令で定められた事項及び経営に関する重要な事項等について審議、決議するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。なお、事業年度ごとの経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を築くため、取締役の任期は1年としております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役3名(うち社外監査役(非常勤)2名)で構成され、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、監査に関する重要な事項について報告を受け、審議・決議を行っております。常勤監査役は取締役会やその他の重要な会議へ出席や、業務及び財産の状況調査をするとともに必要に応じて適切な意見を述べ、取締役の業務遂行を監査しております。

経営会議は、取締役及び各部門長、関連会社代表者にて構成され、毎月1回の定期開催で、取締役会で決議された基本方針に基づき、当社及び関連会社の経営に関する重要な事項を審議し、各部門の業務執行に関する調整を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務に精通した社内取締役に加え独立性の高い社外取締役により取締役会を構成し、経営判断の迅速化、監督機能の強化を図っております。また、社外監査役2名を含む監査役会を設置し、内部監査室、会計監査人との連携により適切な監査を実施しており、現状の体制において当社のコーポレート・ガバナンスは十分に機能していると考えております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報等の適時開示資料を全て掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部を担当部署とし、経営管理部長が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範のなかで、全てのステークホルダーに対し企業活動の状況を積極的かつ公正に開示し、事業運営に関する透明性を確保することを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境との調和のある成長を重点課題のひとつに位置付け、環境に負荷の少ない商品開発、環境リスクの少ない生産方法を追求し、環境保全、快適な社会づくりに取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、経営管理体制の整備と公正で透明性の高い経営活動を、取締役会において内部統制システムの基本方針を次の通り決定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社を含め、全社において取締役及び使用人は、コンプライアンスに関する規程の遵守、内部監査部門による業務活動全般にわたる監査の実施を通じ、企業活動における法令等遵守、公平性、倫理性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・社内規程に基づき、文書等の管理を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティ規程に基づき対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社を含め、全社において各事業部門がリスクの内容に応じてそれぞれの役割に応じて自主的・主体的に対応する体制で行っている。重要な事項については、取締役会・経営会議への報告を行い、取締役会などにおいて監視・監督を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社を含め、全社において取締役の職務執行について、役員規程等の諸関連規程に基づきそれぞれの権限及び責任を明確にして、業務執行手続が円滑になされ、効率的に遂行されることを図る。また、子会社を含め、全社において諸関連規程に従い、経営に大きな影響を与える重要な事項について、合議制に基づいた慎重かつ着実な意思決定を行う。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役及び各部門長、子会社代表者にて構成され、毎月1回の定期開催の取締役会で決定された基本方針に基づき、当社及び子会社の経営に関する重要な事項を協議・決定し、各部門の業務執行に関する重要事項の調整を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

取締役は、監査役を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合、取締役と協議し、常に適正を考慮した人選を行い配置する。また、取締役及び使用人は、当該使用人の人事異動、懲戒等に関して監査役会の事前の同意を得るものとする。さらに監査役の職務の遂行に伴い、当該使用人に対する指示がなされた場合、取締役及び使用人は指示の遂行が円滑になされることを確保するために、当該使用人の往査等その他の方法による調査に協力し、必要情報を速やかに提供する。

7. 取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社グループの役員、使用人等は当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、当社グループの役員、使用人等による違法又は不正行為を発見したとき等は、その情報を遅滞なく監査役に報告するものとし、また監査役の求めに応じて適宜、監査役会等で業務執行の状況を報告するものとする。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、内部通報者保護に関連する当社規程に準じて当該報告をした者が、不利な取扱いを受けないように適切な処置をする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について費用又は債務が発生した場合は、取締役及び使用人は、会社法第388条に則り、当該費用又は債務が監査役の職務の執行に必要であるときは、請求によって所定の手続きにより償還が保障されるものとする。また、当該費用又は債務は、通常、監査計画に応じて予算化されるが緊急の監査費用が発生した場合においても同様とする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役監査及び会計監査の相互連携については、監査の所見・情報の交換を相互に行い、緊密な連携を図ることにより、監査の実効性向上に努めている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本方針としており、行動規範において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、法に則した対応をとり、また、反社会勢力の活動を助長するような行為は一切しない」と定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

